

## 長野県の有効求人倍率、1.69 倍に

長野労働局のまとめによると、長野県内の 10 月の有効求人倍率は 1.69 倍となり、前年同月比 0.2 ポイント、前月比 0.01 ポイント増加したということです。

全国平均でも 1.55 倍で、これは高度成長期直後の 1974 年以来 43 年ぶりの水準だといえます。

全国的にもかつてない人手不足が進んでいることがわかりますし、さらに地域別で見ると、長野ハローワーク管内では 1.97 倍（飯山も同）、大町、伊那では 2 倍を超えるなど、完全に“仕事が余っている”状況となっています。

福祉・介護分野だけでみれば 5~6 倍にもなると聞いたこともあり、人手不足は危機的な状況にあります。

2019 年 10 月の消費税増税の財源を使って、介護職員の処遇改善をさらに進めることが検討されているという報道もありましたが、それに期待をかけるばかりではいけません。

**①戦略的な採用計画に基づき、事業所の魅力を最大限にアピールして採用活動を展開する。**

**②働いている人が、今の仕事にやりがいを感じ、“この職場”に愛着をもち、日々充実して働けるような、“人が辞めない環境づくり”を進める。**

この 2 つは、実は相互に関連してくるものです。この両輪を併せて考えていかなければ、これからの事業所が生き残る道は見えてきません。

## 配偶者控除が変わるとどうなるのですか？ ①

総務・経理を担当されている皆様はご承知かと思いますが、2018 年から、所得税の配偶者控除と配偶者特別控除に改正があります。報道などでも取り上げられて話題になっているところですが、多くの職員にとっては「いまいよく分からない」「自分に何か得になることがあるの？」という状況かと思えます。

そこで今回からは、この配偶者控除を含め、税金・社会保険のお話をしたいと思います。（税金については本来、税理士の専門分野ですが、給与計算等に関わる内容

ということで解説させていただきます）

そのためには、まず所得税の仕組みを理解しておく必要があります。

所得税は、年間の収入から各種控除を差し引いて、残った額（＝課税所得）に税率を掛けて算出されます。この税率は課税所得金額によって定められており、たとえば課税所得 195 万円以下の場合は「5%」、195 万円超 330 万円以下なら「10%－97,500 円」となっています。この、「課税所得金額を確定し、その年の所得税額を決める」のが「年末調整」というわけです。（自営業者は確定申告）

そして、年収から控除されるものの一つに、**配偶者控除**があります。

配偶者控除を受ける要件として、「控除対象配偶者がいること」とされており、**控除対象配偶者とは、生計を一にする配偶者であって、年間所得金額が 38 万円以下である者**、となっています。

ここでいう「所得金額」とは、給与収入のみの場合、「給与収入－給与所得控除」で計算します。さて、給与所得控除とは何でしょうか？ 次回へ続きます

## 本年もありがとうございました

今年ももう残り 1 ヶ月を切りました。私にとっては非常に慌ただしく過ぎ去ってしまった一年でしたが、とても多くの経験を積むことができたと感じています。ひとえに皆様のおかげだと感謝しております。

来年もさらに精進してまいります。セミナーのご案内も年明けにはできればと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : [mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)

本年もお付き合いありがとうございました。

☆よいお年をお迎えください☆